

# コミュニティユニオン東京三多摩協議会

## 多摩・稲城分会第2回総会 日程

- 1、開催日時 2018年4月22日（日）午後2時開会  
(開場は午後1時30分)
- 2、会 場 南多摩教育会館2階会議室
- 3、分会結成総会 議事日程 午後2時から午後2時45分
  - (1) 開会あいさつ
  - (2) 議長選出
  - (3) CU三多摩協議会、多摩・稲城労連からあいさつ
  - (4) 議事
    - ①、1年間のとりくみを振り返って
    - ②、決算報告・監査報告
    - ③、これから1年間のとりくみ（活動方針） 第1号議案
    - ④、予算案 第2号議案
    - ⑤、安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名のとりくみ
    - ⑥、分会役員を選出
- 4、記念講演（白根心平弁護士） 午後2時45分から午後3時30分  
(講演のテーマ) 安倍「働き改革」に対峙して、本当の働き方改革を！  
地域の労働組合の役割に期待して
- 5、閉会あいさつ 後片付け・撤収 午後3時30分から
- 6、別会場で交流会（有志）

# CU多摩・稲城分会第2回総会議案書

## I、1年間のとりくみを振り返って

### 1、はじめに

「昔は会社の歯車のように使われたといいましたが、僕は燃料でした。燃えたぎる会社というエンジンにくべられ、燃えカスしか残らないような働き方を強いられました。」あるコンビニエンスストアの「名ばかり店長裁判」を闘った清水文美さんは、裁判でこう証言した。（神部紅 ブラック企業バスターズ）この清水さんの証言のような働かされ方が、安倍政権の「働き方改革」で合法化され、当たり前働き方にされようとしています。この労働法制の大改悪を阻止し、8時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくるために、私たちも地域から声をあげ行動していきましょう。多摩・稲城の地域の労働組合としての1年間のとりくみを振り返り、次の1年への足場を確認したいと思います。

### 2、1年間のとりくみの反省

#### (1) 労働相談活動

- ①、定例の相談会を5回行いましたが、相談員の確保が難しく、三多摩の支援がなければ開催がむずかしい状況です。労働相談を担っていただける方の確保が急務です。
- ②、事前の宣伝は、赤旗日曜版などへの折り込み、駅頭宣伝、多摩広報の市民の広場への掲載などを行いました。
- ③、民主団体（多摩生活と健康を守る会）や地域の相談活動（豊ヶ丘なんでも相談）に参加しました。
- ④、相談件数は、定例の労働相談では5件、議員や政党からの要請によるものは2件、その他1件、前年からの継続1件でした。

(2) 学習会については、1回にとどまりました。講師は東京地評労働相談センター所長の前澤檀さんで、労働組合の基礎をテーマにしました。参加は、7名でした。労働相談員の養成講座を再開する必要があります。

(3) 「分会のお知らせ」は1号から6号まで発行しました。郵送代がかかるため、年度の途中から、三多摩ニュースとともに発送するようにしました。

(4) SNSの活用は不十分です。ホームページの更新を頻繁に行うとともに、ツイッターとブログを開始する必要があります。

(5) 一人一人の組合員との接触が不十分でした。とくに労働相談活動を通じ

てCUに加入した組合員へは、現在抱えている問題や要求について、積極的に働きかけや対話が必要です。

(6) 組織拡大については、意識的な拡大のとりくみを行いませんでした。稲城の保育園の方々の加入は、駅頭宣伝で配布していたパンフレットを見て検討をしていただいたものですが、個別に勧誘するとともに、市民へのアピールを工夫して行う必要があります。

日野に組合員を拡大する動きは行いましたが、残念ながら具体化をしていません。日野労連との調整が必要ですが、協力組合員を、まず、募っていきたいと思います。一方、清瀬・東久留米では、多摩・稲城に続く地域分会が2月に結成されました。すべての行政区で、CUの地域組織をつくるために、私たちも協力していきたいと思います。

(7) 役員会は、8回開きました。新しい役員の担い手を作る必要があります。

(8) 組合事務所を南多摩教育会館内に確保することについて、多摩・稲城労連は、都教組南多摩支部に今年3月22日に申し入れを行い、今後、協議を進めていくことになりました。多摩・稲城労連の組合事務所として確保する予定です。

### 3、これまでのとりくみの経過

2017年

- |           |   |
|-----------|---|
| 3月31日(金)  | 結成総会                                      |
| 4月26日(水)  | 第1回分会役員会                                  |
| 5月1日(月)   | 三多摩メーデーに参加                                |
| 5月26日(金)  | 第2回分会役員会                                  |
| 6月14日(水)  | 第3回分会役員会                                  |
| 7月12日(水)  | 第4回分会役員会                                  |
| 7月19日(水)  | 多摩センター駅頭宣伝 午後5時から                         |
| 7月29日(土)  | 学習会(労働組合の基礎)<br>東京地評労働相談センター前澤さん 参加 7名    |
| 7月30日(日)  | 第10回労働相談会 相談1名                            |
| 9月1日(金)   | 第5回分会役員会 午後6時から 南多摩教育会館<br>多摩稲城労連夏の交流会に参加 |
| 9月29日(金)  | 多摩センター駅 駅頭宣伝午後6時から7時                      |
| 10月7日(土)  | 第11回労働相談会 午後2時から ベルブ永山和室                  |
| 11月19日(日) | 豊ヶ丘なんでも相談会 午後1時から 貝取こぶし館                  |
| 11月22日(水) | 京王永山駅 駅頭宣伝午後6時から7時                        |
| 11月29日(水) | 第6回分会役員会 午後6時から 南多摩教育会館                   |

- 12月20日(水) 京王若葉台駅 駅頭宣伝 午後6時から  
12月22日(金) 第12回労働相談会 午後6時から ヘルプ永山和室

## 2018年

- 1月15日(月) 第7回分会役員会  
1月17日(水) 多摩・稲城労連 新年旗開き  
1月21日(日) 豊ヶ丘なんでも相談会に参加  
1月23日(火) 京王永山駅駅頭宣伝行動 午後6時から  
2月14日(水) 多摩・稲城労連定期大会  
2月17日(土) 清瀬・東久留米分会結成総会で連帯あいさつ  
2月21日(水) 多摩・稲城労連 永山駅宣伝行動に参加  
2月24日(土) 第13回多摩・稲城労働相談会 相談3名  
2月28日(水) 多摩・稲城労連学習会(働き方改悪問題)  
3月18日(日) 第8回分会役員会 豊ヶ丘なんでも相談に参加  
3月22日(木) 組合事務所の件で都教組南多摩支部へ申し入れ  
3月24日(土) 第14回多摩・稲城労働相談会 相談1名

## 4、多摩・稲城に関わった労働相談(2017年度)

労働相談件数 9件

- ・障害者枠採用の契約社員雇止め問題
- ・警備会社のセクハラと就労拒否
- ・園長の職務怠慢とハラスメント
- ・労災不認定問題(頸肩腕障害)
- ・職場のパワハラが原因の会社の器物損壊と損害賠償問題
- ・病院非常勤職員の年次有給休暇の賃金支払い
- ・契約5年更新の雇止め問題
- ・映画製作会社の社会保険未加入問題
- ・変更契約書の提出問題(業務内容に加えられた一項について)

## 5、多摩・稲城のCUの組合員数

2017年3月31日	組合員数	40名
	年度中増	12名
	年度中減	5名
2018年3月31日	組合員数	47名

## Ⅱ、2017年度補正予算の承認

2017年11月29日の第5回役員会で確認した補正予算について、総会での承認をお願いするものです。

2017年度補正予算

(2017年4月1日から2018年3月31日)

(収入)

(単位 円)

科目	当初	補正	補正後
組合費交付金※	40,000円	9,200円	49,200円
支援金※	10,000円	0円	10,000円
寄付金	49,000円	△48,000円	1,000円
雑入	1,000円	0円	1,000円
繰越金	0円	0円	0円
収入額計	100,000円	△38,800円	61,200円

(支出)

(単位 円)

科目	当初	補正	補正後
事務所費	10,000円	△5,000円	5,000円
会議費	5,000円	0円	5,000円
交流会費	50,000円	△40,000円	10,000円
通信費	0円	20,000円	20,000円
分担金	2,400円	0円	2,400円
予備費	32,600円	△13,800円	18,800円
支出額計	100,000円	△38,800円	61,200円

(補正の理由)

1、収入について 組合費交付金は、実際の交付額により増額します。寄付金は、見込みがないため、予算減額し、科目を残すのみとします。収入額計で38,800円減額します。

2、支出について 事務所費は、消耗品の購入の予定はないため、減額します。交流会費は、学習会講師謝礼を残して減額します。通信費(科目新設)は、分会のお知らせなどの郵送代です。予備費を減額します。

支出額計で38,800円減額します。

補正後の予算額は、収入、支出とも61,200円です。

### Ⅲ、2017年度 決算報告

(2017年4月1日から2018年3月31日)

(収入)

(単位 円)

科目	予算額	決算額	差し引き
組合費交付金※	49,200円	49,200円	0円
支援金※	10,000円	0円	10,000円
寄付金	1,000円	1,000円	0円
雑入	1,000円	0円	1,000円
繰越金	0円	0円	0円
収入額	61,200円	50,200円	11,000円

※「組合費交付金」は、CU三多摩協議会から、登録組合員1人あたり、月額100円で、2017年6月以降から交付を受けることを予定しています。

※「支援金」は、多摩・稲城労連から、当面、地域労組確立のための支援として受ける予定です。

(支出)

(単位 円)

科目	予算額	決算額	差し引き
事務所費	5,000円	2,261円	2,739円
会議費	5,000円	3,060円	1,940円
交流会費	10,000円	0円	10,000円
通信費	20,000円	10,724円	9,276円
分担金	2,400円	8,500円	△6,100円
予備費	18,800円	0円	18,800円
支出額計	61,200円	24,545円	36,655円

※学習会の講師謝礼、労働相談会などの会場費、赤旗日曜版への折り込み代、印刷用紙代などは、多摩・稲城労連から支出していただきました。

※収入決算額50,200円－支出決算額24,545円＝25,655円は、次年度繰越金になります。

### 会計監査報告

会計帳簿等を監査した結果、適正に処理されているものと認められた。

監査実施日 2018年4月 日

会計監査 稲富 勉 ⑩

会計監査 峯岸 進 ⑩

(第1号議案)

## これからのとりくみ（活動方針案）

### 1、活動方針の趣旨

現行の労働法制は、まがりなりにも労働者を保護するものになっています。仮に法的な知識があっても、それが通じない会社が多数なため、個人で会社に立ち向かうのは得策ではありません。そもそも労働法は労働組合に入らなければ実質的に使えません。使用者に対峙し、直接交渉できる組織が労働組合であり、労働組合だけが主体的な行動をとることができます。とくに、労働組合の団体交渉権・団体行動権は大きな力をもっています。

私たちは、会社・職場で一人で悩み苦しんでいる労働者との接点を作り、労働組合の権利を行使して、違法無法が横行している会社・職場をなくすために該当の労働者とともに立ち上がります。まさにブラックな働き方を解消する最強の特効薬は労働組合であり、労働組合の団体交渉権・団体行動権です。

今日の日本の社会は、職場でつらいことがあった時に、相談できる労働組合が身近にないということが一般的です。労働組合は大企業や役所の壁の向こうの遠い存在です。こうした現実を打ち破るのが地域の労働組合です。

労働者の身近で活動し、企業や業種の違いに関係なく、気軽に悩みをもちよることができる労働組合、それが地域の労働組合です。そのために、地域社会に労働組合の存在を知らせる活動、労働者が悩みを持ち込んだとき、対応できる労働相談体勢、そして、地域に影響力を広げるための「協力組合員」の存在が必要不可欠です。地域の労働運動として、多くの民主団体・政党などと結びつき、地域に根付かせる活動が必要です。

労働者が、人間らしく働けるために、地域から声をあげ、一人ぼっちの労働者をなくしていくとりくみを東京・三多摩全体と多摩・稲城が連携してすすめていきます。

### 2、活動の具体化

(1)、多摩・稲城地域の労働者・市民に地域労組の存在をあらゆる努力をして、知らせていく必要があります。 駅頭宣伝、新聞折り込み、多摩市、稲城市の広報紙への掲載（労働相談会）、SNSの活用、民主団体の相談会への参加など、あらゆる機会を活用します。学生・若者への働きかけを重視した宣伝を行います。

(2)、労働相談活動の体勢を整える必要があります。

①、少なくとも、相談員3名の体勢をめざします。「労働相談員養成講

座」を再開します。

- ②、労働相談会は、事前の宣伝に工夫しながら、毎月、開催します。
- ③、労働相談は、相談が寄せられた場合、すみやかに対応します。団体交渉が必要な場合は、CU三多摩協議会と協議し支援を要請します。
- ④、民主団体や政党が開く、各種相談会などに積極的に参加します。

### (3)、集い、語り合う場を設けていく必要があります。

- ①、組合員の交流会は、年2回以上開きます。
- ②、新春のつどい 望年会などを適宜、開きます。
- ③、CU三多摩協議会の行事（お花見、バーベキューなど）には誘い合っ  
て参加します。

### (4)、賃金・労働条件の改善に努めていく必要があります

- ①、最低賃金引上げ要求（時給1500円）の早期実現をめざします。  
そのための、駅頭宣伝などにとりくみます。
- ②、公契約条例の制定、改善の運動に地域の団体と協力してとりくみます。
- ③、多摩・稲城労連の地域の春闘のとりくみに積極的に参加します。

### (5)、組織・財政活動をしっかり行う必要があります

- ①、組織拡大は、6月までに50名の達成を目標にします。  
次回大会までには、80名の達成を目標にします。
- ②、組織拡大は統一行動日、週などを設定し集中的にとりくみます。多摩・  
稲城労連に参加する労働組合、多摩・稲城で活動している民主団体、政党  
などへ協力を呼びかけます。
- ③、組合加入者には、CU東京の口座振替の手続きの確実な実行を徹底し  
ます。現金で組合費を納入する場合は、手続きを明確にします。
- ④、分会役員会は、原則として、毎月開催とします。

### (6)、活動の拠点＝組合事務所を確保する必要があります

- ①、組合事務所の確保について、多摩・稲城労連が、都教組南多摩支部に  
協議の申し入れを行ったことを受けて、多摩・稲城労連へ都教組との協議  
の促進と組合事務所確保後は、CU多摩・稲城としての使用を要請します。
- ②、組合事務所には、最低限の備品、消耗品、電話、ファクス、インター  
ネットに接続したパソコン、プリンターなどを備える必要があります。
- ③、組合事務所が開設できた場合、事務所へ極力常駐するようにします。



(第2号議案)

## 2018年度予算案

(2018年4月1日から2019年3月31日)

(収入)

科目	収入金額	説明
組合費交付金※	60,000円	CU三多摩から交付金
支援金※	1,000円	多摩・稲城労連から
寄付金	1,000円	
雑入	1,000円	預金利子等
繰越金	25,655円	前年度繰越金
収入額計	88,655円	

(支出)

科目	支出金額	説明
事務所費	10,000円	消耗品
会議費	20,000円	会場費ほか
交通費	5,000円	役員会等参加交通費
交流会費	30,000円	組合員交流会・学習会ほか
通信費	5,000円	分会のお知らせ郵送料ほか
分担金	10,000円	多摩・稲城労連会費ほか
予備費	8,655円	
支出計	88,655円	

※「組合費交付金」は、CU三多摩協議会から、登録組合員1人あたり、月額100円で、2018年度は50人で見込んであります。

※「支援金」は、多摩・稲城労連から、当面、地域労組確立のための支援として受ける予定です。

## (特別決議案)

# 安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名（3000万署名）のとりくみ

9条改憲 NO!平和といのちと人権を！

安倍政権のもとでの9条改憲はゆるしません！

日本国憲法を守り生かし、不戦と民主主義の心豊かな社会をめざします。  
二度と戦争の惨禍を繰り返さないという誓いを胸に、「戦争法」の廃止を求めます。

沖縄県民と思いを共にし、辺野古新基地建設の撤回を求めます。

被災者の思いに寄り添い、原発のない社会をめざします。

人間の平等を基本に、貧困のない社会をめざします。

人間の尊厳をかかげ、差別のない社会をめざします。

思想信条の自由を侵し、監視社会を強化する「共謀罪」の廃止を求めます。

労働者の人権が尊重され、過労死が根絶され、安心して働ける「働き方改革」をめざします。



これらの実現のために、3000万署名のとりくみを成功させ、安倍政権の暴走にストップをかけましょう。

---

## 分会役員を選出について

CU多摩・稲城分会規約第9条に基づいて、役員候補を次の通り指名します。  
任期は今回大会から次回大会までとします。（敬称略）

- 1、分会長 大川 宜弘
- 2、副分会長 未
- 3、事務局長 渡辺 基
- 4、事務局次長 尼崎 学
- 5、分会役員 間島 隆文  
分会役員 大隈 真一  
分会役員 未
- 6、会計監査 峯岸 進  
会計監査 稲富 勉
- 7、顧問（多摩・稲城労連三役） 杉山 康治（議長） 堀 恵子（副議長）

# コミュニティユニオン東京三多摩協議会

## 多摩・稲城分会規約

第1条（名称）この組合はコミュニティユニオン東京三多摩協議会 多摩・稲城分会(略称「CU多摩・稲城」と呼ぶ)という。

第2条（所在地）この組合は、多摩・稲城労働組合総連合（略称「多摩・稲城労連」と呼ぶ）内に事務所を置く。

第3条（目的）この組合は、組合員の労働条件の改善と暮らし支援、組合員とすべての地域の労働者の経済的・社会的地位の向上を目指す。

第4条（事業）この組合は前条の目的達成するために、次の事業を行う。

- 1、 組合員の労働条件の維持・改善・暮らしの支援に関すること。
- 2、 組合員の共済および福利増進と文化・スポーツ・教育の推進に関すること。
- 3、 組合員の労働協約の締結・改定、争議支援の関すること。
- 4、 未組織労働者の組織化に関すること。
- 5、 その他、目的達成に必要なこと。

第5条（組織の構成と組合員）この組合は、コミュニティユニオン東京(略称CU東京)の組合員で、多摩市・稲城市に在住・在勤者をはじめ、この地域に関わりのある者で構成する。

第6条（機関）この組合の機関は、総会と役員会とする。

第7条（総会）

- 1、 総会は、この組合の最高決議機関であり、この組合の組合員で構成する。
- 2、 総会は、毎年開催する。
- 3、 総会は、組合員の過半数の出席で成立する。ただし、組合員が総会への出席が困難な場合は、委任状を総会前日までに事務局長まで提出しなければならない。

第8条（役員会）役員会は総会とCU東京三多摩協議会（以下CU三多摩）および、この組合の方針に基づき組合業務を行う。

第9条（役員）この組合は、次の役員を置く。 分会長、副分会長、事務局長、事務局次長、役員、会計監査、顧問

第10条（役員の選出と任期）役員は大会で選出する。役員の任期は大会から大会までとし、再任を妨げない。

第11条（財政）組合費はCU三多摩の規約・規程による。組合の財政は、CU三多摩からの交付金、多摩・稲城労連からの支援金、協力団体・個人などの寄付金、事業収入、その他でまかなう。

第 12 条 この規約によらない事項は、CU三多摩の規約・規程による。

第 13 条（規約の改廃） この規約の改廃は総会で行う。

附則

この規約は2017年3月31日から施行する。